

東京都社会保険労務士会 統括支部細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、東京都社会保険労務士会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第39条の規定による統括支部の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(統括支部事務所)

第2条 統括支部の事務所は当該統括支部の区域内に置く。

(統括支部所属会員)

第3条 統括支部に所属する会員は、会則第7条に定める会員であって、統括支部の区域内に事務所のある開業社会保険労務士又は勤務先若しくは住所を有する勤務等社会保険労務士とする（以下「所属会員」という。）。)

第2章 統括支部の業務

(業 務)

第4条 統括支部は、本会の会務の運営に関し、本会と支部との連携の基に、次の業務を行う。

- (1) 会則第4条の規定による事業の推進をはかるため、統括支部における施策の企画・予算・決算の承認及び本会への報告
- (2) 本会及び他の統括支部との連絡調整
- (3) 支部活動の支援
- (4) 所属会員の品位を保持するための啓蒙及び指導
- (5) 所属会員の資質の向上をはかるための社会保険労務士業務に関する研修会、講習会の開催
- (6) 社会保険労務士業務の改善進歩をはかるための調査研究及び実践
- (7) 広報活動
- (8) 労働・社会保険諸法令に関する調査研究及び提言
- (9) 業務関係図書、資料等の斡旋及び配布
- (10) 関係行政機関との協働活動の実施
- (11) 所属会員の福利厚生活動の実施
- (12) その他本会の目的を達成するために必要な業務

第3章 役員

(役員)

第5条 統括支部に次の統括支部役員（以下「役員」という。）を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 統括支部長 | 1人 |
| (2) 統括副支部長 | 若干人 |
| (3) 統括支部幹事 | 若干人 |
| (4) 統括支部監査 | 2人 |

(役員を選出・委嘱及び報告)

第6条 統括支部長は、所属支部選出の理事候補者による会議を開催し、互選により次期統括支部長を選出する。ただし、単一統括支部の場合は当該支部長理事候補者とする。

2. 会長は、前項により選出された者を統括支部長として委嘱する。
3. 統括支部長とならない支部長は統括副支部長とする。
4. 統括支部長は、前項に定める統括副支部長のほか若干人の統括副支部長を指名することができる。
5. 統括支部幹事は、統括支部会議にて所属支部役員より選出する。
6. 統括支部監査は、統括支部会議にて所属支部役員より選出する。
7. 統括支部長及び統括副支部長の選出は、役員の任期が満了する年の1月末までに決定する。
8. 統括支部長は、前項の選出結果について速やかに会長に報告する。

(役員職務)

第7条 統括支部長は、統括支部の業務を総括し、統括支部を代表するとともに、本会と支部との連絡調整に、支部と連携してあたるものとする。

2. 統括支部長は、所属会員の不正防止及び倫理の高揚に努めなければならない。また、不正の疑いのある会員に対しては、事情を聴取し、必要があれば注意を促すとともに本会へ報告する。
3. 統括副支部長は、統括支部長を補佐し、統括支部長に事故あるときはその職務を代行する。
4. 統括支部幹事は、統括支部長の命を受けて統括支部の業務を分担、執行する。
5. 統括支部監査は、統括支部業務の執行ならびに会計を監査し、これを統括支部会議に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、会則第18条の規定を準用する。

(役員解任及び退任)

第8条の2 役員（統括支部長及び支部長である統括副支部長をも除く。）の解任及び退任は、会則第19条の規定を準用する。

第4章 部会および委員会

(統括支部部会)

第9条 統括支部に、開業会員及び勤務等会員に係る業務を遂行するため、統括支部開業部会及び統括支部勤務等部会（以下「統括支部部会」という。）を設ける。

2. 第3条の規定による統括支部の所属会員は、会則第38条の規定による部会（以下「本会部会」という。）の所属に従い、それぞれの統括支部部会に所属するものとする。
3. 各統括支部部会に次の部会役員を置く。
 - (1) 統括支部部会長 1人
 - (2) 統括支部副部会長 若干人
 - (3) 統括支部部会委員 若干人
4. 統括支部部会長は、統括支部長が指名する。
5. 統括支部副部会長は、原則として支部部会長をもって充てる。
6. 統括支部部会委員は、支部部会委員より選出または統括支部長が指名する。

(部会役員の職務)

第9条の2 統括支部部会長は、当該統括支部部会を代表する。

2. 統括支部副部会長は当該統括支部部会長を補佐し、当該統括支部部会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 統括支部部会委員は、当該統括支部部会の業務を執行する。

(統括支部委員会)

第10条 統括支部に次の常設4委員会を置く。また、必要に応じてその他の委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
 - (2) 研修委員会
 - (3) 厚生委員会
 - (4) 広報委員会
2. 委員の選任については統括支部及び支部事業が効果的な運用になるよう考慮し、支部委員会委員より選出、または統括支部長が指名する。
 3. 委員長は、前項の委員の中から統括支部長が指名する。
 4. 副委員長は、原則として支部委員会委員長をもって充てる。

第5章 会 議

(会議の開催)

第11条 統括支部の会議は、統括支部会議、統括支部役員会議、統括支部部会会議及び第6条第1項に定める会議とする。

2. 統括支部会議は第3条で定める所属会員（法人会員を除く。）をもって構成し、定期及び必要に応じ統括支部長が招集し、次の事項を行う。
 - (1) 毎年度の事業計画・予算及び事業報告・決算の承認について、毎年4月末までに開催し承認を得る。

(2) 役員の任期が満了する年の4月末までに、次の事項を報告又は審議決定する。

- ①統括支部長選出に関する報告
- ②統括支部副支部長選出に関する報告
- ③統括支部幹事の承認
- ④統括支部監査の承認
- ⑤統括支部部会長の承認
- ⑥統括支部委員会委員長の承認

(3) 所属支部における支部会議審議事項の統括支部としての総括

(4) その他必要な事項

3. 統括支部役員会議は、役員をもって構成し、必要に応じ統括支部長が招集する。

4. 統括支部部会会議は、部会役員をもって構成し、必要に応じ統括支部部会長が招集する。

(統括支部部会例会)

第12条 削除

(会議の議決)

第12条の2 統括支部の会議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会議の通知)

第13条 統括支部長は、統括支部会議を開催するときは、会議の構成員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的、その他必要な事項を記載して、開催する日の7日前までに文書をもって通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

第6章 報告及び稟議

(報告及び稟議等)

第14条 統括支部長は、次の事項について会長に報告する。

- (1) 統括支部会議における審議事項及び報告事項
 - (2) 統括支部役員会議及び統括支部部会会議において必要と認めた事項
 - (3) 所属会員の規律違反に関する事項
 - (4) 統括支部長が報告することを必要と認めた事項
2. 統括支部長は、次の事項について支部からの報告を求める。
- (1) 支部会議における審議事項及び報告事項
 - (2) 支部役員会議及び支部部会会議において必要と認めた事項
 - (3) 所属会員の規律違反に関する事項
 - (4) 統括支部長が報告を求めることを必要と認めた事項
3. 統括支部長は、社会保険労務士制度若しくは本会の会務について会長に稟議し、又は意見を上申することができる。

(本会役員及び本会部会役員の出席)

第 15 条 第 11 条の規定による統括支部の会議には、必要に応じ本会役員及び本会部会役員が出席することができる。

第 7 章 会 計

(会 計)

第 16 条 交付金等の管理は、統括支部長がこれを行う。

(経費の負担等)

第 17 条 統括支部の活動に伴う経費は、原則として、本会の交付金から支出するものとする。

2. 統括支部長は、前項の経費について、統括支部業務費の小科目の区分毎に使用明細及び証拠書類等を本会に提出するものとする。
3. 前項の書類は、毎年 4 月 15 日までに、又は必要に応じ提出するものとする。

第 8 章 そ の 他

(顧問の委嘱)

第 18 条 統括支部長は、社会保険労務士制度の改善進歩を図るため、社会保険労務士制度に関し学識経験を有する者のうちから役員会の議を経て顧問を委嘱することができる。

(分科会及び研究会)

第 19 条 統括支部部会は、必要に応じ専門分科会又は研究会等を設けることができる。

附 則

この細則は、理事会の議決を経て改廃することができる。

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

但し、再編にかかる役員選出については、平成 20 年 9 月 1 日より施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。